

第 12 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

第 12 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 5 年 3 月 27 日（月） 13：30～15：35

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
〔今後の施策の方向（農業）〕

3. 閉会

【配布資料一覧】

- 資料 1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿
- 資料 2 今後の施策の方向（農業）
- 参考資料 食料・農業・農村基本法

午後 1 時 3 0 分 開会

○政策課長 ただいまから第12回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

本日、野村農林水産大臣におかれましては公務のため遅れて出席予定となっております。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員、上岡委員が所用により御欠席となっております。

現時点での委員の出席者は18名でございます、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、野中農林水産副大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産副大臣 副大臣の野中でございます。

毎回皆様方から貴重な御意見、そして活発な御議論をいただきまして、数えて本日で第12回となりました食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会であります。本日も皆様方、御多用の中、御出席、御参集いただいたことにまず感謝申し上げる次第であります。

第10回から、基本法検証部会においては今後の展開方向について御議論いただいておりますが、今回は農業分野の施策の方向について御議論いただく予定と伺っております。後ほど大臣も出席いたしますけれども、本日も政務三役、拝聴させていただきたく存じます。

本日も貴重な御意見をいただくことをお願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政策課長 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

今、御紹介いただきましたとおり、本日は12回目の部会開催となります。

本日の審議会は15時30分まで開催する予定であります。

それでは、議題に入ります。

本日は、農業分野の今後の施策の方向についての議論を行います。

前回同様、意見交換の際には委員の皆様の間で議論できるように進めていきたいと思っております。前回も、前に発言された方のお話も参照していただきながら御発言いただいたので、私としては議論は深まったと思いますが、今日は内容が多岐にわたるので、どのようになるか、皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官の杉中でございます。

資料2「今後の施策の方向（農業）」に基づいて説明させていただきます。

まず1番として、現行基本法の基本的考え方ということで、何点か留意点について説明させていただきます。

まず、現行基本法の前の農業基本法につきましては、農業、農業者の視点に立った目的を掲げていたものですが、現行基本法はそれを国民全体の視点からの政策の遂行という観点で、食料の安定供給と多面的機能の発揮、こういう役割を担うものとしての農業の重要性ということで、そのための施策を位置づけたということです。

現行基本法に至る過程での留意点を何点か申しますと、まず1つは、価格政策の見直しと望ましい農業構造の確立ということで、旧農業基本法のある意味、反省に立っているということですが、旧農業基本法ではいろいろな視点を持ち出したんですけれども、実際に米を含む多くの品目で価格政策が導入されて、農業者所得の確保に強く配慮した価格政策が行われた結果、需給とか消費者のニーズが農業者に伝わりにくい、結果として需給のミスマッチを招いたという反省がございました。その結果、選択的拡大であるとか構造改革といった施策の効果も十分に発揮されなかった。

また、価格政策につきましては、当時WTO農業協定の発効の直後でございましたので、WTO協定下で価格支持の削減、国境措置水準の引下げが求められる中で、価格政策からデカップリングのような所得政策への転換が求められていった。

今の基本法はそういう反省のもと、価格支持をできる限り小さくして行って、価格というのは、市場において需給状況や品質の評価を反映して形成されるということを基本とした。それとともに、競争力のある農業経営体を育成するという観点から、効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を担う農業構造を確立するという方向性を打ち出したものでございます。

次に(2)、その効率的かつ安定的な農業経営の中心でございますけれども、基本法に先

立って「農業基本法に関する研究会報告」でかなり詳細な分析が行われておりますけれども、農業というのは完全な機械化が困難であること、また、季節性があり大量の雇用労働力を常時使用することが困難であることから、土地と資本と労働を完全に分離するような経営は難しい。そういう意味では、家族を主体とする農業経営はそのまま維持されるだろうという前提のもとに、あるべき農業経営の姿を描いた。

現行基本法においては、効率的、安定的な農業経営とは「主たる従事者の年間労働時間が他産業並の水準であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準の経営」というものを指しておりまして、これは一言で言えば、農業所得で生計をしっかりと立てられる経営をつくっていくんだということを意味している。

こういった経営の中心として、専業農家を中心とする個人事業主が主として担うことを想定しておりまして、こういった経営に対する施策を今の基本法に書いていったということでございます。

(3)でございますけれども、生産性向上ということですが。

旧農業基本法におきましては生産性向上はかなり重視されていて、それはトラクターやコンバインなどといった農業機械の導入、生産基盤整備、作業の効率化ということで、農業経営の近代化を行うんだということが打ち出されていた。今の基本法は、この旧農業基本法で進められた機械化であるとかそういうものが普及した段階でございますので、今の基本法上は、生産性の向上は農地の区画拡大といった生産基盤整備のみを設定しているということでございます。

以上のことを踏まえて、2番で、説明は省略いたしますけれども、現行基本法上は、農業経営に関する施策やその他の施策を含めて、かなり多くの基本的な施策が位置づけられているところでございます。

次に、3番でございます。

これは、これまで基本法検証部会でかなり詳細に議論させていただいたところですが、過去20年間の変化と今後20年を見据えて想定される変化に基づいて、こういった視点が必要なのかについて再度取りまとめをさせていただいております。

まず、(1)の①でございますけれども、人口減少に伴って農業従事者は減少していく。これまでも、2000年から既に半減しておりますけれども、今後20年間で現行の更に2割程度まで減少することも想定されるということで、現状より相当少ない経営体で農業生産を支えていかなければならない状況が予想されるということです。

また、農業経営の中身でございますけれども、いわゆる主業経営体、先ほど言った農業で生計を立てているような経営体ですけれども、水稲作、果樹作は5割程度ですけれども、それ以外の農業分野においては7割から9割のシェアを占めており、既に多くの品目でこういった経営体が農業生産の相当部分を担うという構造は実現していると評価できるのではないかと。

また、今後のことですが、検証部会で議論したように、離農する経営の農地の受け皿が大きな課題になっております。既に大規模な経営、都府県では20ha以上、北海道では100ha以上の経営体に集約されていく方向が見えておりまして、今後、農地の受け皿となる経営体に農地が集積していく方向も既に予想されているということです。

こういった農地の受け皿となる経営体は規模が大きくなりますので、それに応じた資本と労働力が必要になることから、いわゆる法人による経営が多くなっており、今後も増えていくだろうと。既に経営耕地面積では4分の1程度、売上高では4割程度を担うに至っている。

今後でございますけれども、農業従事者が大幅に減少しますので、現在よりも相当少ない農業経営が国内の食料供給を担うことが予想されるということで、離農される経営の農地の受け皿となるような経営体とか、農業の規模によっては農地の集積とは必ずしも直結しないんですけれども、その場合であっても、規模の大小に関わらず、付加価値の向上を目指してより多くの食料供給を行えるような経営体が、食料供給の大宗を担うことが必要となってくるということでございます。

こういった経営体の育成・確保という観点でございますけれども、まず個人経営は、今後とも相当部分を担っていくということですが、一番の課題として、経営承継の観点からの持続性というところに問題を抱えている。

また、農地の受け皿となると期待される法人経営体については、役割がより大きくなっていくことが予想されるわけですが、こういった法人経営体については強い経営基盤を持ち、食料供給を継続的かつ安定的に行うことが求められるんですけれども、検証部会で分析したとおり、財務基盤は必ずしも強くない。総じて他の中小企業分野と比べても自己資本比率が低くて借金の依存度が高いとか、損益分岐点比率が高くて利益が薄い経営を行っているというようなこと、また、BCPの策定率が低くリスクへの対応が十分に行われていないといった分析を行ったところでございます。

次に、②でございます。

こういったかなり規模の大きい経営体の役割が増えていくことと併せて、こういった農地の受け皿となるところは雇用労働力なしに経営を拡大していくことが難しい。雇用労働力は既に20年間で相当増えて、倍増という形になっております。今後ともこういったものは必要であって、また、外国人労働者もこの10年間で2倍に増加しておりますけれども、今後人口が減っていく、また、途上国の経済成長が見込まれる中で、人材の獲得が競争になっていって、かなり難しくなっていくのではないかと分析いたしました。

これに対しましては、現行基本法では雇用労働力に関する規定はないわけですがけれども、今後、雇用労働力の確保が事業継続の観点からも重要になっておりますので、こういった観点の施策が重要になってくるのではないかとということでございます。

次に、10ページの(2)でございます。

生産性向上の規定ですがけれども、限られた農地、それから農業従事者が減る中で、土地生産性、労働生産性を飛躍的に向上させていくことが求められる一方、我が国においては生産性の向上は停滞傾向にあったのも事実でございます。

しかしながら、現在、ITやロボット、デジタル技術などを使った、いわゆるスマート農業と言われるブレークスルーが実用段階に入ってきた。また、経営全体としてのDX化も進んできたということでございます。こういった技術の導入により、今の基本法制定時には想定できなかった省力化、さらなる単収の増加、品質の向上・安定化、肥料や農薬の削減といったものが可能になってきたということでございます。

しかしながら、スマート農業でございますけれども、現時点では設備の導入費、ランニングコストが高いということで、十分な稼働率が確保されなければ、むしろ経営を悪化させるおそれがある。こういった解決策として、次世代型の農業支援サービス事業体を作って、必要なときに農業者がこれを使う、アウトソーシング化するような取組も始まっておりますけれども、こういった農業支援サービス事業体自体が初期コストをどうやって確保するのかといった課題を抱えているということでございます。

今後、こういった生産性を向上するためのスマート農業技術の開発といった取組が求められているということでございます。

次に、12ページの(3)、生産基盤です。

生産基盤自体は食料の安定供給の確保、生産性の向上が重要ということで、今の基本法でもそういう規定をされておりますけれども、20年経ちまして、施設の老朽化が進行している。また、混住化の進展であるとか、過去には想定されなかった集中豪雨の頻発化と

いった形で管理コストはむしろ上がっている状況でございますけれども、一方で、農村人口の減少、農地の減少により土地改良区の賦課金収入の確保が困難といった問題が起こっております。

こういった観点から、農業施設の維持管理に着目してストックの適正化、操作の省力化、自動化、設備の更新といったハード面の対応、また、土地改良区の運営体制の強化といったソフト面の対応が求められるようになってきている状況でございます。

次に(4)、食料の需給構造への対応をどうするかということです。

これも基本法検証部会で分析しましたけれども、戦後、日本人の食生活は大きく変わったわけですが、この20年間を見ますと、米の消費が大きく減少している、また肉類は増加しているということはあるんですけれども、全体的に見た場合は横ばい傾向にあって、20年間、1人当たりの食生活そのものは大きく変化していない。

一方、食料の消費形態をみると、生鮮食品の消費は減少して加工食品に移行しているというトレンドが明らかになっていて、今後それは加速化されると見られます。

こういう形で食料需要の傾向が大きく変わらない一方、生産側がその食料需要に必ずしも十分に対応できていないという課題がある。その背景として、稲作経営の定着化、兼業主体の生産構造という形で稲作からの転換が進まなかったことも要因の一つに挙げられるのではないかと思います。

食料安全保障の観点から考えると、ニーズが減少する水稲中心の生産体制から、増産が求められる小麦や大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等の需要ある作物への転換が求められているということでございまして、こういった持続可能な農業とか海外市場を見据えた農業に転換していくという、前回説明した観点からも、需要に応じた生産は不可欠であるということで、品目毎に需要に応じた生産を政策として推進していく必要があると考えております。

次に(5)、知的財産でございます。

貿易自由化の流れの中で、我が国としては輸入品との差別化に向けた高品質化・ブランド化を推進してきた結果、ジャパブランドというものが確立された。一方、日本の農業関係者は知的財産に関する認識、知識が十分ではない。このことが海外、国内他産地への無断流出につながっていて、逸失利益が相当に上っているのではないかとされておりま

す。現行基本法上は知的財産に関する規定はございませんけれども、今後、海外市場も視野

に入れた農業への転換を目指していく中で、知的財産の適切な保護・活用が非常に重要だと考えております。我が国の農業競争力の維持・強化だけでなく、知的財産をちゃんと活用して適切な対価を得ることを通じて、継続的に研究開発を行うためにも重要な課題であると考えています。

次に(6)、気候変動、それに伴う家畜疾病・植物病害虫リスクの増加、災害の頻発化への対応でございます。

温暖化等は我が国にも大きく影響を及ぼしております。既に高温によって農業分野で品質低下が起きるとか栽培適地の変更等の影響が出ているほか、降雨量の増加により災害が頻発化、激甚化するような傾向も出ております。また、気候変動に伴って家畜伝染病を媒介する野生生物の分布域の変化であるとか病害虫の発生地域の拡大といったリスクも拡大しております。

こういった観点から、気候変動や災害に強い農業を構築していく必要がある。そのためには、気候変動に適応する技術や品種の開発であるとか、気候変動に対応した作物の導入、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化、疾病、病害虫の侵入・まん延リスクに対応した水際及び早期発見対策、農場の衛生管理強化を行っていく必要があると考えています。

次に(7)、生産資材対策でございます。

前回もありましたけれども、生産資材価格が不安定化しているということで、国際的にも価格が高くなっている状況でございます。また、生産資材につきましては、特に肥料等ですね、その原産地が特定の国や地域に偏っている場合があるということで、国際的な日本の経済的地位が低下する中で、生産資材の買付競争は更に激化する見込みだと考えております。

やはり生産資材の確保は食料安定供給に非常に重要でございますので、輸入に依存する生産資材の国産化、また、輸入の安定化に関する施策を行いつつ、過度な輸入依存は食料安全保障上のリスクを高める可能性がありますので、使用低減の努力に加え、国内資源の有効活用、備蓄の活用を進めていく必要があると考えています。

以上を踏まえまして、4番、今後の見直しの方向として、現行基本法の農業に関する施策に欠けているものの追加、また、現行基本法の農業に関する規定で変更すべきところ等について提案させていただきます。

また、あらかじめ御了解いただきたいことといたしまして、次回、多面的機能という形で取り上げる予定でございますので、基本的施策に書いているような自然循環機能である

とか、議論した環境負荷低減に対応した農業については、今回は含めておりません。これは次回取り上げる予定でございますので、御了承いただければと思います。

現行基本法の見直しの方向として、まず、今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置づけということで、効率的かつ安定的な農業経営というのは、必ずしも先ほど言ったように個人、法人という区分をせずに、農業所得で生計を立てられるだけの所得を得られる経営を目指してこれを育成していくという観点から、専ら農業を営む者、経営意欲のある者の経営発展を支援していこうということで、家族経営を中心としつつ、農業経営の法人化を推進していくということを現行基本法で記載しております。

今後、農業従事者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当少ない農業経営体が食料の安定供給を担っていかなければならないことを考えますと、こういった者が農業をもって十分に所得を得られる、生計を立てられる経営を目指すという方針については、引き続き変わらないのではないかと考えています。

このため、引き続き、専ら農業を営む者や経営意欲のある者の経営発展を支援する観点から、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や規模の大小に関わらず付加価値向上を目指す経営体を育成・確保していく、こういう基本的な考えの下で施策を位置づけていく必要があるのではないかと考えております。

以上を踏まえた上で、農業施策ですけれども、(1)個人経営の経営発展の支援。

個人経営につきましては、現行基本法で相当種々にわたる施策が規定されておまして、引き続きそういった施策を推進して、個人経営の経営発展を支援することが必要だと思っております。現行基本法にない視点としては、経営継承が課題になっておりますので、経営資産、経営基盤を第三者を含めて円滑に継承するための対策が必要なのではないかと考えています。

次に(2)、農業法人でございます。

先ほど説明した「離農する経営の農地の受け皿となる」という相当部分を農業法人が担っていくことが想定されますので、こういった農業法人が将来にわたり安定的に農業を継続していく必要があるということでございますので、この経営基盤の強化を行う観点から、経営を行う上で必要な標準的な営農類型ごとの財務指標の水準の整理、効率的かつ安定的な農業法人像を明確化して、その実現のための施策を実施する。

また、適正な価格形成を通じた経営発展・経営基盤の強化の観点から、原価管理を含めた農業者の経営管理能力の向上を促進する施策を実施することが必要なのではないかと考

えています。

次に(3)、農地でございます。

農地というのは食料生産基盤でございますので、食料安全保障を強化するためにも優良な農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要があると考えています。このため、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化し、その実現に向けて、農地バンクの活用により農地の集積・集約を進めていく。

また、地域の農業の在り方を話し合っ、て、どういう作物を生産していくかを決めていく必要があるのではないかと考えています。

次に、(4)、需要に応じた生産でございます。

国産農産物に対する消費者ニーズが堅調であって、輸入品から国産への転換が強く求められている小麦、大豆、飼料作物について、国内生産の増大を図っていく。また、加工・業務用の野菜であるとか、米粉、業務用米などの加工や外食等において需要の高まりが見込まれる作物についても、生産を推進するために、水田の畑地化・汎用化を行うなど総合的な対策を通じて、積極的かつ効率的に生産拡大を図っていくということを書かせていただいています。

次に(5)、農業生産基盤でございます。

先ほど説明したとおり、老朽化に対応して農業用排水施設について集約・再編であるとか、省エネ・再エネ利用、ICTなどの新技術を活用して維持管理の効率化を図る。また、ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生を防止するために施設の管理水準の向上を図る。また、適宜の更新整備も計画的に行っていく。

また、ソフト面としては、土地改良区の合併、区域の拡大や事務連合の設立、多様な主体との連携を促進していくとしております。

次に(6)、人材の育成・確保でございます。

外国人労働者も含めた多様な雇用労働力の確保が重要でございますので、労働環境の整備や地域内外での労働力調整に関する施策を行う。

また、雇用確保や事業拡大、環境負荷低減とか生産性向上といった課題に対応するために、様々な経営課題に対応できる人材の育成・確保を図る観点から、農業教育機関等における教育内容の充実・高度化、農業者のリスクリングを推進する。

そういった農業経営という観点から、生活者の視点を持つ女性農業者が地域のリーダーとして力を発揮できることが重要でございますので、女性農業経営者の育成を推進してい

く。

また、農業に関する理解を深める。これは前回もやりましたけれども、生産から加工、流通を経て消費者の手元に届くまでの過程、そういったものへの理解を深め、国産農産物や環境に配慮した食品などを選択する意識を醸成していくために、食育、地産地消といった施策、その中には人材の育成とか教育、そういったものも含めて進めていくということでございます。

次に(7)、スマート農業等を通じた生産性の向上でございますけれども、スマート農業や品種の開発、ほ場の大区画化、情報通信環境の基盤整備といった環境整備を進める。また、こういったスマート農業の普及を図るために、こういった技術を活用する農業支援サービス事業者の育成・活用を推進するための施策を行う。また、デジタル技術を使うための農業・食品産業のDXに関する取組を進める。このようなことを通じてイノベーションを効果的、効率的に推進し、生産性向上を図っていく。

また、こういった分野については国際的な研究開発競争も激しい分野でございますので、産学官の連携による研究開発の推進、スタートアップの育成、民間の研究開発投資の充実を図っていくということでございます。

次に(8)でございます。

現行基本法でも女性農業者、高齢農業者の参画・活躍が記載されていて、これはますます重要となりますが、それに加えて、障害者等の就労や生きがいづくり、新たな働き手の確保の観点から農福連携推進のための施策を推進していくことを提案しております。

次に(9)、知的財産の保護でございます。

知的財産は、国のブランド、品質価値を守るために、種苗法、GI法を通じて知的財産の保護を図る。また、こういった知的財産の保護を図るための審査や実行体制の充実を図るほか、こういった農業分野において知的財産を戦略的に活用できる専門人材の育成・確保を通じた知財マネジメントの強化を図る。

また、知財の創出や保護に係るコストを価格に反映して、適切なライセンス収入を得ることを通じて、研究開発を推進する。特に中小の事業者の育成者権の管理を行う機関を設立し、その取組を推進するという提案をしております。

次に(10)、経営安定対策の充実です。

個別品目ごとの経営安定対策や基本法制定後に創設された収入保険制度などのセーフティネット対策を引き続き講じていくとともに、普及・利用促進を行う。

(11)、先ほど御説明した災害や気候変動への対応強化でございますが、気候変動に対応する技術や品種の開発・普及、気候変動等の影響を考慮した作物の導入、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化を図るということでございます。

次に(12)、生産資材。

食料の方と被りますけれども、生産資材ごとの状況に応じて、輸入の安定化や備蓄に関する施策に取り組みつつ、使用低減の努力に加え、国内資源の有効活用を進めていく。特に肥料につきましては、国内での使用削減や、たい肥、下水汚泥資源の利用拡大を積極的かつ効率的に図っていく。

最後でございます。(13)動植物防疫対策の強化。

これは今の基本法には書かれていないことでございますけれども、気候変動による家畜の伝染性疾病や植物病虫害の国際的な広がり、国境を越えた物流・交通の活性化を踏まえて、疾病や病虫害の侵入・まん延リスクにも対応した水際及び早期発見・早期防除に関する対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底などの国内防疫対策の強化、これらに必要な技術開発を進めるということに記載させていただいております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、委員の皆様方の中での議論を進めたいと思います。

冒頭申し上げましたとおり、相互の議論になるような形でお話ししていただければと思いますけれども、これも先ほど申し上げたとおり、今日の課題は非常に幅広でございます。基本法の条項で言うと第21条から33条まで、非常に多岐にわたっておりますが、大まかに言いまして、第21条から28条が農業経営体が直面する課題、その解決策並びに望ましい構造やそれに向けたあるべき施策の議論となるのではないかと考えております。そして後半の第29条から33条においては、そのような農業経営体を支える経済・社会環境や制度、政策群について、現在の課題とあるべき方向性、こういった御議論になると思っております。

どの観点についての言及でももちろん結構でございますが、おおよそこの2つの枠を意識しながら議論して、行ったり来たりできればと思っております。

繰り返しになりますけれども、委員間の御議論、賛成とか反対というわけではないんですが、追加の御意見があるというような、積み重ねていくような議論ができれば大変有り

難しいと思います。

順番は指定いたしませんので、挙手していただきまして、順番に御発言を頂ければと思います。

まず齋藤委員、手を挙げていただきました。

○齋藤委員　きれいにまとめていただいて、ありがとうございます。大変よくまとまっていると思います。

7ページの農業従事者や農業経営の動向の中で、基幹的農業従事者数が2000年で240万人、2020年で123万人で、これ半減ですよ。それから、そのときに60歳未満は25万人と書いてあります。ということは、これから10年20年で25万人程度まで落ちていく。ただ、若い人がまた農業に参入してくれる可能性もありますので、その辺はいかんともし難いのですが、とにかくどんどん減っていくということでございます。

これは、家の跡継ぎは立派にいるけれども農業の後継者にならない、これが現実でございます。なぜかという、農業では飯が食えないので他産業に就いているからです。地方都市では兼業から始まりまして、もう農業をほぼやらないというのがいっぱい出てきて、今度は農地が余り始めまして、山形でも今後5年間で農業者が30%いなくなるという統計が出ておりますので、今はなんと、残すべき農地と諦める農地の選別が始まっています。もう大変な現実だなと思っております。

そして8ページ、2020年では農業法人その他団体経営体が耕地面積の約4分の1、売上高で約4割を担っているということは、今やもう、そういう団体の方で農業経営しながら食料を生産しているという姿が見えております。

ですから、兼業農家が要らないとかいう議論ではなく、ただ、必然的に法人経営、団体経営の方が更に増えていくんだろと考えれば、今後拡大すると思われる雇用労働力の確保が何よりも重要なと考えます。当然、他産業並みの給与水準を確保するために各者が生産拡大できるような環境づくりが必要ですので、国内農業生産が拡大するように、食料自給率を大幅に上げるとかそういうことを国の方針で掲げていただいて、例えば今、米の転作政策というか、減反は終わったんですけれども、数量を配分しながら何とか過剰にならないように、みんなで頑張りながらやらせていただいて、それに対する補助もいただいております。これはまさに農業経営を支えているものなんですけれども、その着目を、いつも言っているんですけれども、ネガからポジへではないですけれども、米を作付けしないことに補助を出すのではなくて、今、海外に依存している麦、大豆、そば、トウモロコ

シ、こういうものの作付けを奨励して不足払い制度みたいな感じで、今は既にゲタ対策がありますけれども、そのゲタの価格を修正することによって、そういう作物の栽培に我々農業者が転換できるよう政策の後押しがほしいなと考えております。

もう一つ、その経営を支える人材育成の件ですけれども、経営の右腕はいます。これは私は息子なんですけれども、大体そうやって世襲でつながっていると思いますけれども、左腕がないんです。要は農場をうまくコントロールしてくれる幹部社員の養成が、我々農業者では本当に大変です。そういう人材の育成が急務だろうと思いますので、今回委員になられています合瀬委員が理事長を務めておられる日本農業経営大学校の取組とか、我々日本農業法人協会でも、異業種での経験を活かして経営発展している人のお話をいろいろ聞いていただいて、新規就農者や後継者に伝えるような取組をどんどんしておりますので、そういう取組を国の方でも後押しするような政策をしていただけないかなと考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

中家委員が手を挙げていらっしゃいますので、次に御発言ください。

○中家委員 説明いただきまして、ありがとうございます。

何点か意見を述べさせてもらいたいと思います。

まず1点目でございますけれども、18ページに私の第4回での意見を掲載していただいております。多様な経営体ということで、今まで再三申し上げてきたところであります。

離農する経営体の農地の受け皿、この必要性については十分認識してございますし、否定するものではありませんけれども、一方で、やはり大規模な農家だけでは地域農業は守っていけないと思ってございます。専業農家はもちろんでありますけれども、兼業農家なり、あるいは定年帰農者なり、あるいは半農半Xというような様々な方々がそれぞれ地域の農業を守っているのが実態でありますし、今後ともそうであろうと思ってございます。

したがいまして、専ら農業を営む者だけでなく、地域計画との整合性を取るためにも多様な経営体が創意工夫した農業経営を行うこと、このことを基本法の中でしっかり位置づけていただきたいと思います。

それから、同じ18ページに「付加価値向上を目指す経営体」という言葉がありますけれども、具体的にどのような経営体なのかというのを教えていただけたらと思ってございます。

それから、20ページに農地の確保及び有効利用という欄がございます。御承知のよう

に、特に農地転用等によりまして優良農地が次々になくなっているのが実態であります。したがって、国が責任を持って農地を確保してその適正な利用を図ること、このことを明確に打ち出す必要があると思っておりますし、また一方では、優良農地を造成することも考えることが必要かなと思っております。

それから、21ページに需要に応じた生産ということで記載されてございますが、その中で、輸入品から国産への転換が求められるのは小麦、大豆、飼料作物と限定されているわけですが、輸入品から国産に転換が求められるのはこの3つの品目だけではなく、農産物全体ではないかと思っております。当然ながら、国産の生産の増大を図るのも農畜産物全体であるので、この点は修正していただけたら有り難いと思っております。

もう一点、31ページに経営安定対策の充実とございまして、収入保険などの既存の施策を引き続き講じていくということだけ書かれていますが、現行の収入保険では、現在農家が苦しんでいるような生産コスト高には対応できないと思っております。そのために、生産コストの変動による経営への影響を緩和するための仕組みづくりが必要ではないかと思っておりますし、また、価格転嫁がその一つの手段かなと思っておりますけれども、それができない場合の経営安定対策、このことを十分検討する必要があると思っております。

最後に、みどりの食料システム戦略であります。私は、今回のこの農業分野の中に掲載されていないのはなぜかなと思ったわけでございます。次回のところで掲載されるのかなと思っておりますけれども、みどりの食料システム戦略は、まさにこの農業分野で記載するべきものではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

中家委員は最後までいらっしゃれないということで、私の伺った限り、明確に御質問を頂いたのは「付加価値向上という記述はどういう意味でしょうか」ということで、これについて杉中さんからお答えいただけますか。

○総括審議官 付加価値向上ですけれども、土地利用型農業のような形で農地の受け皿となることだけではなくて、農業従事者が減っていく中で、施設型を中心とした、いわゆる農地面以外での規模拡大というようなものについても、生産性を向上していくといったところで収益性を上げる。これを簡単に言えば「付加価値を向上する」ということで書いたわけですが、そういった経営体を育成して、経営体の数が減ってもそういうところがちゃんと食料を供給していくことが必要だということで、土地利用型農業みたいな形で

農地を引き受けていくところと、そうではない分野についても、そういった収益性の高い農業経営体を育成して食料を供給していくことが求められるのではないかとということで、記載したところでございます。

また、みどりの食料システム戦略につきましては、まさに農業施策で記載されることが重要だと。現在でも自然循環機能というような規定がございますので、最初に申し述べましたとおり、「農業施策においてこういうことをする」ということについても次回の会合で御提案させていただきたいと考えています。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。ちょっとお時間の関係もあるので、少しはみ出してしまうことになってしまいますけれども、次回取り扱いたいという御説明でございました。

それでは、合瀬委員が先にお手を挙げていらしたので、その後、オンラインの方に順番にお話しただこうと思います。

それでは合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 議論を活発にするためにということで、今のお二方の御意見に関して意見等をお話ししたいんですが、2つあります。1つは農地の問題、もう1つは多様な経営体の問題であります。

農地ですが、先ほど齋藤委員から、人がいなくなって農地がどんどん出てくるような状況になるといったコメントがありました。私、これは人がいないから農地が出てくるのか、それとも農地が使いにくいから人が出ていくのか。どちらかという、農地が使いにくいからだと思うんですね。

今回、農地の問題については、従来の表現をそのまま取り入れて集約化、効率化と書いてありますが、やはり農地の整備と効率化というのは農水省の政策の一丁目一番地で、これを本当に使いやすいようにしないと外から新しい人たちも入ってきませんし、生産性の向上もおぼつかない。つまりここは、これから検証委員会が出てきた意見を基にいろいろなことを書かれると思うんですが、多分、表現の強弱の問題になってくると思うんですね。そういう意味からいくと、やはり農地のところは、これまで政策でいろいろやってきましたけれども、今、集約化については足踏み状態にある。もっと加速化するような政策が必要だと書くべきと思います。

もう1つ、中家委員からありました多様な経営体の話です。私、農地を整備して、いろいろなところからいろいろな人たちが入ってきて様々な農業をやることは大賛成です。しかし一方で、例えばうちの卒業生もそうですけれども、農業でこれから生活をしようとい

う若い人たちが直売所などに農産物を出すと、極めて安いものが並んでいる。これは何かとみると、生きがい農業等でやっている人たちがすごく安い価格で野菜等を出してくるわけですね。当然ながら、生活しようと思えばそれなりのコストを反映した価格で出さざるを得ない。一方で、生きがい農業等でやっていらっしゃる方は、別にそれで食っているわけではなくて、年金とかいろいろなものがあるわけですから、売れ残らないような価格で出されるわけです。そういう状況をどう考えるかも含めて、多様な経営体というものの位置づけを考えた方がいいなという気がします。

多様な経営体がどんどん新しい農業に入ってきて、農業を活性化することは大賛成なんですけど、一方で、そのことが価格をねじ曲げていることについては少し考えなければならぬなど。

それから、ここの経営体の表現で、効率的かつ安定的というのがありますけれども、先ほど中家委員からもありましたように、みどりの食料システム戦略を考えると、やはりここは「持続的な」とかそういった表現に改めないと、せっかく新しくするんだから昔のままの「効率的かつ安定的」よりは、「効率的」はいいんですけども、「安定的な」は「持続可能な」とか、そういう言葉に寄せた方がいいのかなという感じがしました。

私の意見は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それではオンラインの方、すみません、私が見ていた限りの順番ですけれども、高槻委員、真砂委員、二村委員の順番でまずお話しいただきます。その後また会場に戻りたいと思います。

よろしくお願いたします。

○高槻委員 「需要に応じた生産」という言葉がありまして、今までも何名かの委員から指摘があった話ですけれども、このことを議論する場合、少し前書きをしなければいけないのではないかと考えております。そういう意味では、これは事務局への提案でもあるんですけれども。

どういうことかといいますと、有事の場合の需要といいますのは、我が国の国民が生存を維持するために必要な食料を確保することがありまして、それは、どのような場合であっても最低限維持できる状況を確認しておかなければいけないということだと思っております。

一方、平時の場合の需要というのには大きくは2つありまして、1つは国内の需要、もう1つは海外、国外の需要でございます。それぞれを考える場合に、間にいろいろな組織

あるいは会社が関与すると思いますが、最終消費者、最終的にお金を払う人の立場で考えた場合に、平時における国内の需要といたすのは、今我々が日々やっているような、世界中の料理を世界中から原料を調達して日本で相当なレベルで食べることができる食生活ですよね、それを今後も維持するためにはどうしたらいいかという議論になります。

一方、平時における海外の需要というのは、例えば我々、パン・パシフィック・インターナショナルの社長さんをお呼びしていろいろお話を伺ったわけですが、明確な需要があるわけでございます。そこで最終的に買ってきてくださっているのは、海外にお住まいの、比較的所得が高い方々。決して高額所得だけではなく、中間層の上位あたりの方々、ボリュームゾーンに入っている方々だという認識がいいと思いますけれども、そういう人たちが買っているわけです。彼らにとってはある意味、少し贅沢な消費でございます。

なので、それぞれ背景が全く違うわけでありまして、言葉としては「需要に応じた生産」なんですけれども、今の3つぐらいに分けないと全く議論がかみ合わないのではないかと、私がずっと抱えている思いでございます。

なので、今、資料に書いてあることは間違いではなくて、いくつかの前提において正しいと思うんですけれども、分けないといけないのではないかと、今日一つ指摘させていただきたいと思います。

2つ目、これはもしかしたら次回の話かもしれませんが、農業を維持するための人的要素がどんどん減ってしまうことについて、どうしたらいいんだろうというのが大事なテーマですけれども、1つ注目すべきは、やはり関係人口といわれているもの。ここでどこまでカバーできるかという話ではないかと思えます。

別の回で指摘したと思いますけれども、これは別にデジタルとかDXという話ではなくて、食そのものが魅力を持っておりますので、食そのものがドライブすることで都市部にお住まいの方が農村部に一時的に移動して、そこで、場合によっては労働も提供して下さる、こういう動きがあるわけでありまして、そのあたりをどうやって活用していくのがテーマになろうと思えます。

最後、3つ目は知財マネジメントの話でありまして、今回、新しい組織をつくるということが折り込まれていますけれども、実際これは必要だろうと思っております。

つまり、農産物等の知的財産化ができた後に、各農業者がその知財の権利維持をするのは事実上とても難しいと思っております。海外において模倣品等が出た場合に、それが売られている現場までは視認できると思えますけれども、その視認された農作物がどこで

誰によって作られているか。国は分かるんですが、どこの国の誰が作っているのかまではなかなか分かりませんし、仮に分かったとしても、もし私がおその当人で、ある国に出掛けていって「これは明らかに侵害している」とある農園に立ち入ったとすると、それはそれで不法侵入だ、なんていう話になりかねないわけですね。

なので、実際には個々の農業者にそこまで権利の維持を要求するのは難しいと思いますので、やはり専門的な組織、かつ、国がバックアップするような形が必要になるのではないかと思います。

しかも、知的財産による権利化というのは今後、我が国にとっても非常に重要ですので、そのような仕掛けづくりが今、まさに求められているのではないかと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは真砂委員、お願いいたします。

○真砂委員 ありがとうございます。

2点申し上げたいと思います。

1つは、(4)需要に応じた生産のところでは、

少し水を差すような議論で恐縮ですけれども、例えば小麦でいうと、前回は申し上げましたように、輸入国はアメリカ、カナダ、オーストラリアということで、西側諸国。そこからの輸入が途絶するリスクというのはどの程度大きいのか。一方で、残念ながら国産品は輸入品の数倍高いということですので、平時においてあまり高くないリスクに負担をするという点について、国民あるいは消費者がどこまで理解を示すのかという点については少し冷静に議論したらいいのではないかと思います。

2つ目は、多様な経営体の話が出ていましたけれども、現行基本法、先ほどからあるように効率的かつ安定的な農業経営ということで担い手を位置づけているわけですけれども、前回は話しましたように、過去20年間の分析でも担い手の重要性はますます増えてきていますし、今後の展望でも、この担い手の重要性がますます大きくなっていく。

そんな中で、この担い手に当たらない、つまり非効率あるいは不安定な農業経営というものを農業政策のところで、基本法で位置づけることについては、私はなかなか取り得ない議論だと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは二村委員、お願いいたします。

○二村委員 まず1点目に農業の担い手について、今回、事務局からの御提案にもありましたが、人口が減っていくことですか、より効率化することを考えると、農業の法人化は進んでいく方向だと考えています。ただし、法人化すること自体が目的になってしまわないように、法人経営が果たす役割について明確にしておくこと、その上で支援策を補強することが必要だと思います。

特に、法人化が進むと雇用される人が増えるということも考えておく必要があると思ひまして、今、世の中の的にいうと、働き方改革で取り上げられているような施策ですとか、他の産業と比べたときの雇用の在り方などにも目配りして検討する必要があると思ひました。

また、それにも関連しますが、女性活躍のテーマも非常に重要だと思います。農業全体で女性の参画ですとか、女性活躍の推進を位置づけるべきだと思います。そういう意味では、事務局の資料25ページにあります点が非常に重要だと思います。それに先立って、やはり女性が担う農業が考慮されること、スマート農業ですとか次世代の担い手育成などの検討の中で、女性が担う農業のことも考慮される必要があると思ひます。裾野を広げていかないとリーダーとなる人材は増えていかないのではないかと思ひます。

3点目に、農地の確保と適正な利用というところで、合瀬委員から先ほど農地の整備についての問題提起があったんですが、その際に、土地利用の計画と、それが地域で共有されていることが非常に重要だと思います。施策が有効になるために何らかの基本法で位置づけがあるとよいのではと思うと同時に、その際に、土地利用を合理化したり地域できちんと共有していくための自治体の役割や機能も強化すべきではないかと思ひます。

これまでも、地域で自治的な仕組みを含めて土地の利用の在り方を決めたり運用していく仕組みはあったと思うのですが、急激に人口が減るとか農村地域が変化することを踏まえると、意思決定の仕組み等を変えた方がいいところもあるのではないかと思ひます。

それから、需要に応じた生産という点で、先ほど中家委員からあった点は非常に重要だと思ひつつ、ここはもう少し議論したいと思ひました。全体として自給、国産化を進めるという点は本当にそのとおりでありますが、ただ、政策的にどこに重点を置くかがはっきりした方が政策についての理解は得やすいのではないかとこの気もいたしました。ここは皆様の御意見ももう少し伺いたいと思ひました点です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、会場に戻りたいと思います。堀切委員、寺川委員。ここで一旦止めさせていただきます。

○堀切委員 私は食品産業の立場から、特に国内農業の生産力の強化について思うところを申し上げたいと思います。

もう既に何人かの委員から御発言があった内容と被る部分もあると思いますが、基本的な考え方として、世界の食料需給が変化し、輸入食料の価格が高騰し、場合によっては輸入が思うようにできないという状況を今迎えている中で、やはり国内の農業の生産力を高めていくことは非常に重要なことであり、それに合わせて、基本法の見直しに併せて実効ある施策の実施を期待しております。

その上で、今後の施策の展開についての視点を3つほど申し上げたいと思います。

今、いろいろ御意見あったんですが、1点目は、やはり需要に応じた生産が行われ、それが市場で評価され、そして農業生産者の所得向上につながるという循環の中で、農業生産者の農地が確保され、適切な投資が行われることによって生産力が強化されるということが重要であると考えます。

消費者が求めるものを供給し、それが受け入れられて拡大再生産が行われることが持続可能であり、生産力強化の条件になると考えております。

そのような環境を整備することは個々の経営者にはできないため、ここで政府、行政が重要な役割を果たすと考えており、そのためにも、13ページにありますように品目ごとに需要に応じた生産を政策として進めていただきたいと思いますし、農業生産者自らが市場で求められるもの、需要を見出して生産するという感覚を持っていくことが大事ではないかということがあります。

2点目は、農業生産を担う主体としての法人経営体を伸ばしていくことは、やはり必要ではないかと思えます。18ページ等で法人経営について、離農する経営の農地の受け手となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体として農業生産を担うことの重要性が記載されておりますけれども、まさに今、我々が迎えているこの大きな変化を今後の我が国農業の生産構造の強化のチャンスと捉えるべきではないかと思えます。

また、それには、9ページにありますように雇用労働力の確保の重要性、あるいは25ページにありますように人材の育成が重要であると思うわけでございます。国全体で少子高齢化が進行して、とりわけ地方において過疎化、高齢化が著しい中で、大変難しい課題だと思えます。

また、外国人労働力についても25ページや9ページに記載されておりますが、現在、出入国在留管理庁において技能実習制度あるいは特定技能制度の在り方が検討されていると承知しております。農業とも共通していると考えておりますが、食品産業にとっても外国人の人材活用は重要な課題であります。相対的に日本の労働市場としての魅力が薄れる中で、外国人材の確保が今後難しくなってくるのが懸念される中、生産現場で外国人材に活躍してもらえそうな制度、外国人材にとって魅力を感じてもらえる制度が今後、必要になってくるのではないかと思います。

最後、3点目は、国民理解を進めていくための施策の重要性であります。

サプライチェーンが直面している課題について国民各層に理解を求めていく取組が記載されておりますけれども、脱炭素、食品ロス、脱プラスチック等々、食品産業がSDGsへの取組を進める上でそこにコストが発生することは避けられません。国民に環境への配慮の価値を認めてもらい、製品を選んでもらうということなしには成り立たないと考えております。

食品産業、企業の立場からも、工場見学ですとか出前授業による食育などの手段を通じて推進しております。農林水産省が政府の食育の司令塔となっておられるわけですけれども、文部科学省など他省と連携した学校現場での一層の取組推進など、食育の一層の取組を進めていただくことを期待しております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは寺川委員、お願いいたします。

○寺川委員 最初に齋藤委員からも人口がどんどん減少しているというお話がありましたけれども、今の人材のところにもありますが、国民の食育というところがありますけれども、まず第1に、農業というものの自体を魅力ある産業に育てていくという姿勢を見せた方がいいのではないかと思います。魅力ある産業というのは、言葉を変えれば収益がちゃんと確保できる、ここで働いても生きがいがあるという仕事だと思いますが、大前提に、他の産業と比べても魅力ある産業に育てていくという姿勢が必要ではないのかなと思います。

一方で、需要に応じた生産というところですが、真砂委員からもありましたけれども、全てが全てというか、これができるかどうか今の実態を考えてみたときに、なかなか厳しいものがあるなと思います。やはり優先順位というのはあるような気がします。

その中で、食品産業にとっても使いやすさとか消費者が何を求めているかというところ

で、今、同盟国から輸入できるものは使ってもいいと思いますし、極力日本で作れるように持っていくというのは正しいと思いますが、優先順位を付けていく、こういう形がいいのかなと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、またオンラインの方に戻りたいと思います。

順番を私から指定して申し訳ございませんが、大橋委員、香坂委員、山浦委員の順番で御発言ください。

○大橋委員 3点申し上げます。

まず1点目ですけれども、農業経営の展開に関する点であります。

この資料にもありますが、雇用労働力を確保していかなければ農業の事業継続は困難であるというのはおっしゃるとおりだと思います。農業所得で生計を立てる経営を後押しすることはもちろんですけれども、根本にあるべきは、自立してしっかり儲けられる事業体をつくることだと思います。

若手がどのように職業を選択しているのかを考えてみると、2点あると思っています。1つは自らのキャリアパスが見える職種、そして社会保険を含めて福利厚生がしっかりできている職種ということだろうと思います。その点で、現行基本法にある農業経営の法人化というのは、依然として基本とすべき方向性だと思いますし、また、価格交渉力を維持する、それだけの規模の事業体をつくることにもつながっていくものだろうと思います。

2点目は、農業の持続的な発展を支える施策の在り方に関する点であります。

人口減少下において、品目別の施策は行き詰まりを見せるのではないかと思います。実際に他産業をみても、他事業者あるいは他職種に横串を刺す政策を取ることを産業の活性化策として設定するのが一般的ではないかと思います。政策として、こうした横断的な施策を推進するために、行政内の品目別の組織を改正することも含めて、行政側が率先して思い切った取組を見せるべきではないかと思っています。

また、みどりの食料システム戦略を農業で記すべきだという中家委員の意見には賛成です。食料生産に使いにくい農地があるという御指摘がありましたけれども、そうした農地に対して、国産バイオマス生産を含めて食料以外の生産に充てていく。そうした農業の在り方をしっかりこの農業の箇所で明記していくということで、農家の所得をアップさせる。それによって若手や異業種の参入を促す、そうした異次元の農業政策を、今とらないでいつとるのかという感じがしております。

最後に3点目、まとめさせていただきますが、高槻委員も指摘されていましたが、食自体に魅力があるという点で、農業にまだまだ可能性があると思っており、私が大変期待を寄せている点でもあります。

現状を変えるためには、今回の基本法の改正を現状の延長線上で捉えないことが極めて重要ではないかと思っています。まず、行政が思い切った不退転の決意を見せることが今回大変重要であり、その点から、農業経営の展開及び持続的な発展に資する施策についてコメントさせていただきました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは香坂委員、お願いいたします。

○香坂委員 まず、齋藤委員の農地の選別という言葉ですとか、二村委員の意思決定のやり方の変化の必要性、そして今ほど大橋委員からの採算に向かないところ、少しゾーニング的な考え方と言えるかもしれませんけれども、こういった考えが示されております。私自身が、例えば中部エリアでフィールドに行っている感覚ですと、実はこういう判断、土地の使い方について、例えばこの土地は生産に向いている、向いていないということを個人の所有を超えて地域で話し合う場はなかなかない。あるいはそれを維持することが難しくなっているということも、担い手ですとか人口が減っている、あるいはコロナも少し影響しているかもしれませんけれども、何となく話し合う場があるのではないかという前提がちょっと崩れているような気がいたします。

もちろん農水省におかれましても、そういう話し合いに向けた予算ですとかはございますが、ハード事業と結びついていたりもするので、そういったソフトという言い方が適切か分かりませんが、そういったことについての目標地図ですとか人・農地プランとかいろいろなことを進めていくときの話し合いの仕組みをどのようにつくっていくのか、促していくのかが非常に大事ではなからうかと思えますし、多様な方々が参画している中、そういういろいろなステークホルダーの方々の巻き込みも大事ではないかと思えます。

DXについては何度か申し上げておりますが、スマート農業というところももちろん大事なんです、農水省の中での、各局庁がなさっていることの目標とかそういったもののタスクを省庁内で横断して見ていくツールにも使えたり、あるいはある地域の中でやらなければいけないことを横に見て行って、やっていく。例えば交通の分野であれば、これまで官がやってきた移動のところを民間のバス会社が連携しながらやっていくような取組も

あると聞いておりますので、そういういろいろな連携を促すツールとして使っていただくことが大事ではないかと思えます。

続きまして、15ページ、29ページあたりの知財についてでございます。

高槻委員あるいは大橋委員がおっしゃっていたトレーサビリティですとか流出の問題については、そのとおりだと思います。

ただ、私ちょっとこの名称で、もう決まってしまうのかもしれませんが、育成者権管理機構という、すみません、正直ちょっといかつい名称だなと感じております。

国内では啓発の部分も非常に大事で、この機構以外の組織がそれを担ってもいいとは思いますが、国家が育成者権を水際ないしは海外でしっかり管理していくことも大事なんですけど、併せて民間ですとかJETROがいいかどうかはちょっとありますけれども、そういう民間セクターとの連携も大事となります。もちろん管理していく、追い掛けていくということと併せて、啓発みたいなのはどうやっていくのか、特に営業秘密ですとか特定情報の扱い等々についての啓発の底上げをどうやっていくのかという点は、大事かなと思います。

地理的表示の保護ですとか商標についても、取られた団体が「国にお墨付きをいただけた」といって額縁に入れて飾ってすごく満足してしまう状況が部分的にはあるような気がしております、もちろんすごく活用している団体もあるんですけど、活用していただく方のトーンが分かるような知財の記述も大事ではなからうかと思えます。

最後に、気候変動に関する記述が今回かなりございました。家畜ですとか植物の感染リスク等々があって、皆様もワンヘルスという概念については既にお聞き及びのところかと思えますが、私自身がワンヘルスの会合に出ていて感じるのは、医師とか公衆衛生と獣医の間の対話はかなり進んでいる印象があるんですけど、農業あるいは環境、生態系、土地利用という、そここのところの対話が少し弱いのではないかと感じています。

医者と獣医師さんは話せるんですけども、農業関係者とか環境関係、生態系の関係の人があまりワンヘルスの議論にわりきれない、あるいは少し分断して議論が進んでいるような気がいたしますので、そういったところを農水省としても強化していただくことは大事ではなからうかと思えます。

また、みどりの食料システム戦略について入れ込んでいくことは、他の委員の方々と同じく賛成ですし、資材の国産化、環境負荷低減とコストを削減していくというところ、32ページあたりとの相乗効果を出していくことも大事ではないかと思えます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは山浦委員、お願いいたします。

○山浦委員 よろしく申し上げます。

私からは大きく3点なんですけれども、二村委員からもありましたとおり、法人の増加と雇用に関する現状という部分で、働き方改革であったり、私の方から言うと賃金上昇であったりということが今、進められておりますけれども、私も勤めております法人の視点としては、やはり現実問題、首を絞められるような思いが強いかなど思っております。

27条に、今回、特に高齢者という形で言及してはいますが、今後の人口の中で高い比率を占める高齢者という部分においては、農業界でもかなり役割は大きいと思っております。またその逆もしかりで、高齢者にとっても農業という職種が今後、かなり高い価値を示していくのではないかと思っております。

ただし、弊社でも大体毎シーズン60から70名のいわゆる高齢者、平均65歳以上の皆さんを雇用する中で、やはり能力、手足を動かすであったり考え方等も含めてですけれども、年齢や経験値によってかなり能力が大きく違ってくる。ただし、やはり皆さんが口々に言われることとしては、心身に対して農作業というのはものすごく価値的であって、生きがいになっているという部分も大きな価値かなと思っております。そういう部分においては、やはり国の求めるところ、雇用される側も価値があり、こちらとしてももちろん労働者としての価値は高い。そういった中で、もう少しこの厳しい状況の中で、雇用する側の負担の削減について配慮するような形があってもよいのかなと思っております。

次に、ちょっと次回の議論にまたがる部分もあるかと思うんですけれども、農業従事者減少の中で、今後のスマート農業の拡大は必須という話になっているかなと思います。同時に、書いてあるとおりですけれども、スマート農業だけではないんですけれども、農業への参入とか拡大においては初期投資自体が高いハードルになっていることも事実。そういった中で、個別に使うような、例えば自動制御システム等、DX等はともかくとしても、やはり機械とか施設含めて、あえてもう一つ言うなら人材も含めて、今後、共同でシェアしていくこともかなり必要になってくるのではないかと思っております。

そういう意味では、一般的な言い方で言うとシェアリングエコノミーという部分も、農業界の中で、若しくは基本法、若しくは政策という部分で少し言葉として取り入れていく必要もあるのではないかと思っております。

もう1点については流通構造の話ですね。一般的に、現状、市場に我々が出荷して、1

度集められて再分配されるという部分があるんですけども、様々な観点、例えばカーボンニュートラルであったり物流の中での2024年問題、また、単純に農作物の鮮度においても、やはりデメリットがかなり大きい。なのにまだこの構造ですっとやっていくというのはかなり問題があるかなと思いますので、その辺の今後の施策として、可能な限り無駄のない物流の中で消費者に届く仕組みづくり、それに対する構造であったりインセンティブみたいな形で形づくっていく、仕組みをつくっていく部分が今後、大事になっていくのではないかと様々な観点で思いました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それではまた会場に戻りまして、先ほどお三方が手を挙げていらしたので、三輪委員、柚木委員、清原委員の順番でお願いいたします。

○三輪委員 御説明ありがとうございます。

私からは2点申し上げたいと思います。

初めに、合瀬委員や真砂委員をはじめ皆様からも御指摘がありました人材の部分ですが、私自身、これからの農業界を考えると、多様な人材の参画はマストだと思っています。一方で、その多様な人材というのは片手間のアマチュアの方ではなくて、やはりプロが中心であるということだと思っています。

なので、もしかしたら今までの言葉の使い方であったり概念であったりと意識を変える必要があるのではないかと考えています。プロの農家とそうではない方々が少しずつ参画するのではなくて、中核となるような、受け皿となるような農業者の方と、そこに他の専門性を有するプロが参画するような形で生産力を維持していく、若しくは拡大していくことが必要なかと思っています。

農業法人の経営等を見ると、いわゆるタスクが細分化されてきて、いろいろな仕事がモジュール化されている状況になりますので、例えば農作業の部分を一部の作業のプロという形で外から、例えば週末しか作業できない方であっても、その部分にプロとして参画することはできると思います。特にスマート農業普及の中で、早い段階から一定の水準を得られるようなことも可能になってきていると思います。

若しくは農作業自体には参画しないけれども、農業データを分析することによって農業経営者を支える、そのような役割を持って、例えば半農半Xの中で普段は会社員をやりながら、週2日ぐらいは農業経営にそのような形である分野のプロとして参画するといったことも当然あると思います。同じような形で、例えば営業であったりブランディングであ

ったり事務であったり、そのような農業経営の中の様々な仕事、これまでは、家族経営の場合、それを全部1人でやらないといけませんでしたが、今はそうではありませんので、それぞれのプロが参画するという姿には、私は何ら違和感がないと思っております。

今のリモートワークを含めた二拠点居住等といった御時世からいくと、都市部にすむ農業者の子、孫もそれぞれが持っている知見の中で、親や祖父母がやっている農業経営体をしっかり支えるということはできると思っております。それができればプロ×プロの新たな在り方としてしっかりやっていくべきなのかなと思いますし、さらに農業支援サービスのような形で、プロの仕事を外から支えるような仕組みもできているわけですので、そのような観点で多様な人材という文脈を、私自身捉えている中でいくと、多様な人材の参画というのは歓迎すべき部分だと思っております。

なので、言葉の定義は難しいと思いますが、やはり農業にリスペクトを持って農業の難しさを理解した上で、どういう多様な人材なのかをしっかりと謳うことが、誤解なく伝わる部分だと思っております。

もう1点、簡単に申し上げます。

農地の部分ですが、農地中間管理機構など、農地のマッチングをしておるところでございますが、今のスマート化、DXが進む中でいくと、農業生産のデータ、あるいはこれまで使われてきた方々のノウハウを農地と一緒にマッチングする仕組みを、今後ぜひ作っていく必要があるかと思っております。ゼロベースで農地を再利用するのではなくて、生産性向上であったりリスク低減という意味でいくと、これまでどうやってきたとか、その中でどういう成功があった、失敗があったということを紐づけていくことで、農地+データを受け渡すという形になると、より譲りやすい、若しくは使っていただきやすい状況ができるのかなと思っておりますし、そのようなことを促す補助あるいは優遇などのインセンティブを積極的に検討してもいいのではないかなと個人的には思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは柚木委員、お願いします。

○柚木委員 私からは3点お願いしたいと思っております。

1点目は担い手、経営の関係でございますけれども、先ほど来いろいろお話ありますけれども、私としては、現行の基本法第22条にありますように、専ら農業を営む者、またはそこに向けて頑張る人を応援していくことが今後とも重要だと思っております。

その中で、とりわけ経営の継承問題がこれから大事になると思います。一番効率的なの

が、家族農業経営で親から子供へということが理想としてはあるんだと思いますし、また、法人経営でも同じような形での経営の継承があると思うんですが、一方で、同じ家族でも農業を継がないという形の中で、やはり第三者の経営の継承の仕組みを更に強化していくことが大事ではないかと思っております。

それと関連して、農業労働力の関係で雇用農業者の方々、農業の雇用就業者がこれからも増えてくると思いますし、そういう中で、そういう方々のいわゆるキャリア形成をきちんとしていくことと、農業はかなり厳しいんですけれども、賃金体系をどう考えていくのかはしっかりと議論し、方向性もある程度示していくことが大事ではないか。農業の場合、定着率がなかなか難しいことが今も課題になっております。その点の対応策、方向性をきちんと示していく必要があると思います。

もう1つ、担い手の関係では、今日配付されたペーパーの中にはないんですけれども、集落営農組織のことで、これは農業経営の法人化とも連動する部分があると思うんですけれども、やはり中山間地域等の中で、農業生産組織として特に集落を束ねた形での営農を継続していくことが、農地の確保とか利用の観点からも大きな力になっていると思います。そういう集落組織等の農業をさらに強くしていくための法人化なり、そこへの支援も当然、今後とも重要だと考えております。

大きい2点目は、農地の関係であります。

この点については、5年ごとの基本計画で農地の確保目標等が示されているんですけれども、なかなかそれが維持できていない。その理由としては耕作放棄地等の増加があるということなんですけれども、今後、食料安保という観点で物を考えたときに、農地の確保、また、その適正利用は非常に大事になってくると思っております。

その点から、集積・集約と併せて、基盤整備の取組をセットで推進していくことが大変重要になってくると思っております。先ほど来お話ありますように、この4月から基盤法の改正によって地域の話し合いで地域計画を策定して、それぞれの地域に合った農地の活用の仕方を考えて将来に対応していくことになるわけでありましてけれども、これまでも申し上げてきておりますけれども、その場合には、やはりそれぞれの地域の実状といいますか、地域類型的な観点も入れて、全国一律的な農地の集積・集約ということにはならないわけでありまして、基盤整備のやり方もそれぞれ地域に合った形で進めることが重要だと思いますので、そういう観点を入れながら対応していくことが大事ではないかと思っております。

先ほど大橋委員もおっしゃったように、食料生産の場としての農地+αの利用の仕方や

粗放的な利用の在り方も含めて、今後は検討していく必要があると思っております。

担い手の観点でもう1点申し上げておきたいのは、今、いわゆる農業に関わる人、農業を行う人の範囲が非常に広がってきていると思っております。特に昨年度、農地法の改正で下限面積が撤廃されました。それによって、非常に小さい面積でも農業をやりたいという方々が非常に参入しやすくなってきているわけでありましてけれども、そういう方々と、先ほどのプロフェッショナルな農業経営者の方々、法律上の農業をされる方の呼び方も、現行基本法では「農業者」という呼び方をしていますし、前の基本法では「農業従事者」という呼び方、そのほかにもいろいろな農業に関わる人の用語としてはあるわけですが、一旦このことについても整理して、「ここはこういう使い方をする、それに対する政策的な対応はこうなっている」といったことも1回整理しておく必要があるのではないかと思います。

大きい3点目は、農業生産の関係であります。

これも中家委員おっしゃったように、農業に関わる施策とみどりの食料システム戦略のところはこれから切っても切れない状況になると思っておりますし、特に農業における環境負荷低減の取組と農業における生産性の向上については、これはトレードオフなのかそうではないのか、基本的な考え方なり施策の方向はきちんとしておく必要があると思っておりますし、特に有機農業の取組面積100万haという方向を出しているわけですから、それとの生産性の在り方についても考えを示しておく必要があるのではないかと考えております。

最後ですけれども、これは高槻委員からもありましたように、需要に応じた生産について、やはり平時と不測時の場合は分けて考えるべきだと思います。とりわけ不測時の対応としては、備蓄の観点も含めて生産の在り方といいますか、考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは清原委員、お願いいたします。

○清原委員 私からは「4 農業施策の見直しの方向」の中で3点ほどです。

まず18ページ、既に多くの方が言及されている安定的な農業経営の位置づけについて、「今後、」以降の文章のところが今、すごく議論になっていたかと思うんですが、私もここを読んだときにすごく悩ましいなと思ったんです。文章としては、これで言いたいことは概ね分かるんですが、やはり中家委員がおっしゃったように、中小経営体とか家族経営

体も含めて、おそらくこれは地域とか作目によって最適なものが違ってくるはずなので、文面に入れるかどうかは別として、そういったことを理念として持っておいた方がいいのではないかと思います。

その一方で、合瀬委員のおっしゃるような懸念もすごく理解できまして、生きがい農業ですごく安く売って大丈夫な経営とそうでないところをうまく切り分ける表現をできないかと。ただし、生きがい農業をやっておられる方がみんないなくなってしまうことも問題ではありますので、それはまた別のところで位置づけるような表現が要るのではないかと思います。

さらに、18ページの中で、中家委員からの「付加価値向上を目指す経営体というのは何ですか」という質問に事務局からお返事されていた内容を聞いていますと、ここは「付加価値向上」ではなく「収益性の向上を目指す」とか、何か違う表現でないと誤解を招くのではないかと思います。付加価値というのはいろいろな意味がありますので、必ずしも収益性の高いものをつくる経営体とは限らない。例えば、環境保護のために粗放的に作ったりする場合も付加価値が高いものとして市場では認められる場合がありますので、ここは少し表現を変えた方がいいのではないかと思います。

2点目が、27ページなんですが、技術の話です。

生産性向上のためのスマート農業等の技術等について書かれているんですけども、先ほど三輪委員でしたか、営業とかブランディングのようなところをプロに任せる方法もある、そういったサービスを提供する事業体を位置づけるというお話もあったんですが、まさにこのあたりの、スマート農業を実現していくような場合にも、みんな農業経営体の投資の話になってしまわないように、これらの技術を担うサービス事業体を政策に位置づけていくことが必要ではないかと思います。

それから、実際に施策を作っていくときに、こういう技術に関すること等の政策では独り歩きをしやすいなと感じていまして、その技術1つで全て問題解決といった形にならないよう、あくまでも人がいて、農業経営があつての話、それから地域や農村があつての政策となるように、ある意味、地に足をつけて実行していただくべきではないかと思います。

3点目が25ページ、人材のところです。

ここも先ほどから多くの方が言及されていたかと思います。ちょっと揚げ足を取るようですが、女性の農業者についての記載があると思います。「加えて、」から始まる文章で「生活者の視点を持つ女性農業者が力を発揮できるよう」と書いてあるんですが、生活者

の視点というのは男性の農業者にも持っていただきたいですし、反対に、女性の農業者にも経営発展を志向してもらいたいと思いますし、他産業で培った能力を活かすべきだと思いますので、特定の能力を女性に固定したような表現は、もうしない方がいいのではないかと思います。

現在の人材不足のことを考えますと、もう当然女性にも入ってきてもらわないと困りますので、意欲を持って入ってこられる方がこういうものを見ると、多分くじかれるのではないかと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それではオンラインで、茂原委員、吉高委員、お願いいたします。

○茂原委員 多くの皆さんの議論にもありましたけれども、今回の基本法の見直しのきっかけの1つが食料の生産や供給に関わる問題であることを考えますと、やはり農業従事者の減少は極めて深刻な問題だろうとっております。これは中山間でも特にそうでありませけれども、深刻だと思います。

その関係で、事務局資料の8ページの矢印の下の段落にも「現在よりも相当少ない農業経営で国内の食料供給を担う必要が生じてくる」とあります。そのような実態の認識は正しいと思うんですけれども、問題はそれ以降の説明の中で、文面上からであれですけれども、では、担い手をどのように確保するかという意気込みがちょっと希薄な気がします。

例えば資料の25ページの「(6)人材の育成・確保」の項目で、先ほど来、議論もありますけれども、「外国人労働者も含めた多様な雇用労働力の確保が重要」とありますけれども、「多様な担い手」の中身をもっと明確にすべきではないかと思います。例えば、半農半Xとかマルチワーカーとか、農村政策の中でしか議論されていない気がしますが、従来ならば兼業農家と言われたように、農業政策の中でも意識する必要があるのではないかと思います。

それと、法人化やスマート化によって農業経営や生産性の高度化を図ることがより重要であることは分かりますけれども、多様な担い手をこれからの日本の農業の中でどう位置づけるかということは、最初にありますように、食料安全保障という戦略の視点からも非常に重要なことだと思っております。

このスマート化等の部分については、この中にも御意見がいろいろ記載されていますけれども、検証部会でも多くの委員からいいアイデアが出されていますので、十分な検討が必要だろうと思います。

そして、農業で何らかの収益を得ようとする人々を担い手として育成したり、位置づけるような積極的なイメージ、これが国民の合意形成の視点からも必要なんだろうなと、今、思っています。

私からは以上ですが、よろしく申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 私からは大きく2点なんですけれども、1点目は、先ほど二村委員や清原委員がおっしゃっていたとおり、25ページの女性の部分ですね。「生活者の視点を持つ」というのは必要のない言葉だと思っております。

また、女性のリーダーを育成するということなんですけれども、今問題になっているのが男女のギャップをなくすという視点ですので、今後、女性の農業者も入ってくるときに、いかに入りやすい状況を作るか、その環境整備も非常に重要だと思っております。特に今、私、脱炭素先行地域等の審査をしておりますと、大抵のところは人口減少と農業生産に対する施策の中で様々な対応をされている。私もいろいろと事例を見させていただきますと、女性の働きやすい状況というのは、農福連携などに入れてしまうのではなくて、きちんと人材育成のところに入ってくることなのではないかと思えます。

先ほど山浦委員がおっしゃったんですけれども、「高齢者」と一括りに言っても、例えばそこは男女によってどのような違いがあるのかとかがあります。DX推進においてもそうなんですけれども、やはり男女に対して様々な規制とかスタンダードというのが実は違うんですね。ISOでも、今、ほとんどのスタンダードは男性の身長や体重などをベースで作られており、その他の規制や制度でも様々な男女ギャップがあるというところでは、そういう視点をご中に入れていただきたいと思っております。もし山浦委員の方で高齢者の男女について何か対応の違いがあったりするのかといった点があれば、ぜひお聞かせ願いたいと思えます。

もう1点は、今回、気候変動のことを多様に入れていただいて、世界的なレベル感ということで考慮いただいて、大変有り難いと思っております。次回の、みどりの食料システム戦略について対応すべきという中家委員や柚木委員のお考えと、私も同調でございます。例えば、ここでは農業生産基盤の中に再エネ・省エネと入れていらっしゃいますけれども、それは別に農業生産基盤ということではなくて、気候変動対応というところでは防災、災害の部分で全部関係してくるところなので、ここでポッと再エネ・省エネと出た

ことによって何の農業生産性の向上があるのかとか、そこが分かりにくいのではないかと
思っておりますので、少し丁寧に、みどりの食料システム戦略との関連性等が一緒になっ
てここの説明がある方がいいのではないかと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。井上委員が回線不良で接続できていないという
お話ですが、事務局、そのような理解でよろしいですか。分かりました。

今、参加いただいている委員の皆様からは一通りお話をいただいたと承知しております。

まだお時間がございますので、もし追加で御発言いただける方がいらっしゃれば願
いしたいと思いますけれども、順不同ですが、主に経営体の在り方、働き方、それから農地、
需要に応じた生産という観点での御議論が非常に多かったと思っております。

経営体に関しましては、効率的・安定的経営という部分に、例えば持続可能性の文言を
入れるような配慮も必要ではないかという御指摘もございました。

それから、ここの観点で多様な経営体というのが、多様な農業の在り方というものをど
のような形で組み入れていくのかというあたりも、これは意見が対立ということではござ
いませぬけれども、異なった観点からの御発言があったように私は捉えております。これ
に関しては、多様ではあるけれども、例えばプロであるべきではないかという表現だった
と思いますが、三輪委員からお話もございました。それから、多様な経営体が全体にいろ
いろな形で少し負の影響を与えているのではないかという御指摘が合瀬委員からありまし
た。このことについて1点だけ、私から質問してしまって申し訳ないんですが、生きがい
農家だからあえて安く売るということは、これは必然ですか。儲ければ高く売りたいと思
うのが一般の考えのような気がしますけれども。

○合瀬委員 私が聞いたところでは、特に直売所ですね。若い人たちは、もちろんJAに
出してもいいんでしょうけれども、直売所に出すときに並んでいるものを見てみると、と
てもこんなコストで作れないはずだと。けれども、地域の高齢者とか半農半Xみたいな人
たちが採算度外視のものを出してくる。もうとても直売所には出せないなといった声が地
域で上がっていると聞きました。

売れ残ったら持って帰らなければいけないわけですし、直売所の中には最低価格みたい
なものを設けて、「この価格以下で売ってはいけませんよ」みたいなところがあるとも聞
いているんですが、実態として、やはりそういうところがある。

かつてJAに皆さんが出荷していたときはそんなことはなかったと思うんですが、今は
いろいろな方法で売ることができます。直売所だとかインターネットだとか、道端で売る

とか、そういうことで個人がそれぞれ自由な値付けができたときに、本当に農業で食べていかなければいけない人たちがかえって苦勞するような状況になっているところを、私は大変危惧しているところでもあります。実態としては、そういうところがあると聞いています。

○中嶋部会長 ローカルな状況としてはあるわけですね。分かりました。

それはナショナルマーケットへの影響という面では、どのぐらいの話ですか。

○合瀬委員 多分地方の直売所レベルだと思いますが、大きなところでは当然市場を通っていきますから、なるだけ高くというところでやっていくんでしょうけれども、今、個人でどんどん出せるような状況になっていますので、多分そのレベルの話だと思います。

○中嶋部会長 分かりました。ありがとうございます。

ここでどちらがいいという判断をしようということではなく、論点を幾つか挙げているところでございますけれども、経営体に関しましては、よろしいでしょうか。これについて何か御発言は。

三輪委員、お願いします。

○三輪委員 今、部会長がおっしゃったとおり、それぞれの委員の意見は視点が違う部分なのかなと思いますし、その中でお話し申し上げると、やはり定義をしっかりとすることによって解消される部分があるのではないかなど。若しくは政策上の位置づけですよね。なので先ほどから各委員がおっしゃっているように、農業者とか生産者というところで一律に見てしまうと、その部分で少し歪みが出てくるのかなど。

今、合瀬委員がおっしゃったことは、私も北関東のある直売所をお手伝いしたときに、やはり農業者の方、特にしっかりと収益を稼がないといけない方からは、直売所の開設者の方に問題提起が常になされていると聞いておりました。自分が作ったものを自家消費や親族に配り、プラスおすそ分けのような価格で直売所に出し、安くて喜ばれたことを一つ生きがいになっている。それは非常に大事なことだと思いますし、そのような方々の栽培を否定するわけではもちろんないんですけれども、その方々と、収益を、特に法人であれば給与を払っていかないといけないという状況に置かれている方々が同じ土俵でということについては、やはりある種の不公平感が出てくると思いますし、逆にそのような形で農業というか、作物の栽培を楽しんでいただいている方々にとってネガティブな印象になるというのは、農村の活力維持の中でもマイナスだと思いますので、どちらがいいというよりは、それぞれの役割とか、それに対する位置づけを明確化すれば両者が共存できる部

分なのかなと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

農業の姿が非常に多様になっていて、一律で捉えきれないようなこともある中で、例えば農業支援サービス事業体ですか、そちらに関しては事務局からの御提案にもしっかり書かれていると思うんですけども、今日の皆さんからの御発言の中では比較的言及が少なかったように思うんですけども、ここら辺の評価をどうするかでございますね。効率的、安定的な経営というときに、農業支援サービス事業体はどのように位置づけられるのか。

いろいろな作業を一部アウトソーシングして助けていただくということですが、これは担い手経営になるのかというあたりはいかがですか。どなたか御発言ございますか。

柚木委員、お願いします。

○柚木委員 私が思うのは、やはり農業を営む者ということであれば、サービス事業体はそうではないのではないかと。農業従事者であるとは思いますが、農業の経営体ではないのではないかと思います。

現在、こういう効率的かつ安定的な農業経営という意味では、今の農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定制度がありますので、その計画認定を受けた方、また、その認定を目指して申請等をされている方が、このペーパーの中にある、そういう意欲を持って農業に取り組む、また、専ら農業を営む者としての位置づけになっているのではないかと思います。その周辺にそういう多様な農業経営があるんでしょうし、また、サービス事業体もそこにあるのではないかと理解しております。

○中嶋部会長 なるほど。

では合瀬委員、お願いします。

○合瀬委員 すみません、部会長がおっしゃる「サービス事業体」の範囲がちょっと分かりかねるんですが、今は多分、ドローンとかそういうものを自分の経営の中だけではなく、ドローンを買ったから周りの農家の人たちの作業も請け負うというような人たちが結構増えているんですが、部会長がおっしゃっているのは、農業経営をせずにサービス事業体としてやっているところが担い手に位置づけられるかどうかということですか。

○中嶋部会長 作業受委託を一部だけ切り出して、それが全面的にいろいろな経営者を支えているというような事業体ですね。そういったものは農業生産の観点からしたときにもどのように位置づけられるのか。先ほど柚木委員が言ったように、それは経営ではないです

ね。

○合瀬委員 実態としては、自分で経営をやりながらそういうこともおやりになっているところが結構多いですね。

○中嶋部会長 そういった方もいらっしゃいます。

ただ、20年先を見たときに、一部の作業だけを専門的にやるというビジネスはあり得るかどうか。

○合瀬委員 先日、丸田さんがヒアリングでおっしゃっていた、つまり、経営支援というところで言いますとコンサルみたいなところですね。そういうものは、農業経営体として位置づけるかどうかは別にして、今後かなり必要になってくると思うんですよね。

我々のところもそうですけれども、農業教育をやっているところが次世代の農業経営者を育成するという事業をやっておりますが、一方で、国なり県なりが同じような、県農大といったことをかなり安い価格でやっている。それは我々事業をやる方としては大変困るなというのが正直なところでありまして、つまり、20年先にそういうコンサル等と、一方で今、普及員の方々みたいなところのバッティングをどうするかというのは、将来的にいろいろ問題があると思っています。

○中嶋部会長 21条で、効率的かつ安定的な農業経営を育成するような様々な施策を推進することが定められていて、22条で専ら農業を営む者による農業経営の展開が位置づけられているんですが、それを支えるような様々なサービスが今、どんどん出てきていて、それはスマート農業等の技術によって裏打ちされているということからすると、先ほどから課題になっている生産性を著しく上げていくための駆動力になるような気もするわけですね。そのときに、21条の範囲内に入ってくるのかとか、22条とセットで考えるべきなのかとか、例えば、今議論はありませんでしたが、28条の農業生産組織の活動のあたりでは受託、委託の話もあるわけですから、そういった範疇で捉えることができるのか、それは無理だから新しく挿入していかなければいけないのかというあたり。

それから、29条で技術の開発、普及のお話がございましたけれども、そういったスマート農業技術を開発する事業者は、この施策の対象に入ってくるのか。先ほどの繰り返しですが、生産性を上げていくことが非常に重要だと思いますので、その技術革新、イノベーションを起こすためのエコシステムの中に、この事業者、ビジネスをどのように組み込んでいくべきなのかというあたりの議論はすべきように思います。

齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 周辺事業体ですけれども、我々農業法人の中でも、実はうちもそうですけれども、乾燥調整は同じ仲間の別の法人にお願いしています。実際、苗も別の法人にお願いしています。そしてうちは、今、ちょうどですけれども、レーザーレベラーの均平作業をいろいろな会社とか個人から請け負っています。

そんなことをやっている一方で、もう1つ、実は私、ザルビオフィールドマネージャーという、これはヨーロッパの技術なんですけれども、衛星画像を解析して可変施肥する。うちが持っている機械がその可変施肥できるんですけれども、ザルビオの衛星画像がそれに合わせられるかを全農に相談に行ってきたんです。そういう周辺業態がこれから本当に強力に農業の支援に回ってくれるのであれば、例えば農家がドローンを買って散布しているというのも、うちは実際ドローンを持っていますけれども、NDVIカメラで撮影してマッピングデータにするのは我々の能力ではちょっと無理なものですから、それは専門の方をお願いしています。

そういう技術があって初めて高度なスマート農業が実現するので、例えばそういう人たちが導入する機械も国の補助を利用してできるようになれば、更にコストが下がっていく可能性もありますし、それから、土壌分析です。こういう土壌分析も、我々分析の機械は持っていますけれども高度な知識はないものですから、各座標点での土壌分析の解析からマッピングデータにする。そういうこともできれば、農業者ではないですけれども、周辺事業者としての対応は今後どんどん増えてくると思いますので、支援等をいただければ有り難いと考えます。

○中嶋部会長 寺川委員、お願いします。

○寺川委員 実際にアメリカ等を見ますと、サービスプロバイダーで成立しているわけです。今言われた土壌分析もやるし散布もやるし、AIを駆使した収穫とかそういうものも全部やる。ただし、比較的コンサル業務に近いので、コストがかかります。したがって、米国などの場合はそれなりの規模感がある農場の対応になって、中山間部の農業にこれが対応できるかということ、ちょっと無理があるのかなと。

そういう意味では、農地の効率的な利用方法が前提になるのではないかと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

山浦委員が手を挙げていらっしゃいます。

○山浦委員 そういうサービス事業者の皆さんをどう定義するかという部分ですけれども、私としては、現在の農業は今後、人を使ったり機械を使っていく、また、スマート農業等

を入れていくという中でいうと、「農家」の定義は、基本的には監督役になるのかなと思っております。

そういった中で、そういうサービス事業者の立ち位置としては、農家ではないのかもしれない。ただ、農家であるかどうかという施策を講ずる相手かどうかということではなくて、やはり日本の農業若しくは日本の食料を支える、その一端を担うという意味では、そこもしっかり取り入れて、齋藤委員の言うように一緒に盛り上げていくような形がよいのかなと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

経営体の話をちょっと広げて、私の方からやや挑戦的に質問させていただきましたけれども、ここら辺は大きく農業構造が変わる上で、それから農村における農業の未来を考える上では検討しておくべきことではないかと思っておりました。

需要に応じた生産に関しても非常に様々な御議論をいただきましたけれども、これに関しては付け加えるべき論点をいくつか教えていただいたということで、基本、事務局からの御提案に対しては御異論はなかったのではないかと私は理解いたしましたけれども、よろしいでしょうか。

もう時間がなくなってしまって申し訳ないんですが、先ほど、前半と後半と大きく2分類できるのではないかというお話をしまして、非常に多くの御意見は前半部分、21条から28条までのお話だったように思うんですけども、29条から33条に関しては、価格形成のお話、収入保険のお話などは御議論いただいたと思いますけれども、ここで何か積み残しといたしましょうか、付け加えたいという御発言はございますか。

合瀬委員、お願いします。

○合瀬委員 収入保険のところは、売上が低下した場合においてそれを補填するという設計になっていると思うんですが、今起きているのは売上減というよりも、むしろコストが高くなっているということです。そこに対するケアみたいなところを考えなければいけないんだろうなという気はするんですが、そのところが今の法律ではあまり書いていない。そのケアをどうするか一応議論しておいた方がいいのかなと考えています。

○中嶋部会長 経営所得安定対策という枠組みはありますけれども、収入保険はこの当時はなかったもので、制度設計上は基本収入の方で、収益ではないわけですね。そこは御指摘のとおりで、中家委員からもその点については御発言があったと思っております。

そういう御意見があったということ、まずここで確認させていただきたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

1点、私の方から付け加えさせていただきたいんですが、この価格形成のあたりを考えると、先ほどの需要に応じた生産とも関係するんですが、今までの農業施策の議論の中で、バリューチェーンの構築というのは非常に強く議論されていたことではないかと思えます。この新しい基本法ができた後の20年、30年の間は全体的に消費が低迷する時代でしたので、いかに消費を喚起するか、若しくは新しい消費を見つけ出していくのか、それから、低迷する消費の中でもきちんと価値付けをしていくような、そういうバリューチェーンの構築が大事であるということは強調されていたと思うんですけども、これは農業生産だけでなく、食料施策との連結の中で議論しなければいけないことだと思うんですが、やはりここを意識する必要あるのではないかと。新たに価値を付ける、需要を喚起するような取組に農業者の方々も関わっていくことが、もしかすると取引の中でのある意味の優位性を発揮したり、コストを踏まえた価格を提案するようなことにつながっていくのではないかと思うんですけども、価格安定政策の中にバリューチェーンの構築といった観点をどのぐらい入れていけるかというあたりは、ちょっと気になるところでございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

すみません、皆さん時間を気にしていただいて発言を控えていらっしゃるのではないかと思いますけれども、それでは、今日も様々な御意見を頂戴いたしましたので、今後の農業施策の検討について、これを踏まえてまた議論を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日の議題はこれまでとしまして、最後に事務局から次回の日程について御説明をお願いいたします。

○政策課長 次回の基本法検証部会は4月14日金曜日、13時30分からを予定しております。議題は、農村・環境分野の今後の施策の方向について御議論いただくということでございます。

詳細につきましては、調整がつき次第また連絡させていただきます。

○中嶋部会長 それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後3時35分 閉会